

議案第 5 0 号

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成 2 6 年渋川市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）」を「小規模埋立等事業 土砂等による埋立て等を行う区域（以下「埋立等区域」という。）」に、「当該土砂等埋立等区域」を「当該埋立等区域」に改める。

第 4 条中「努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずる」を「努める」に、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第 5 条第 2 項中「及び災害」を削る。

第 7 条の見出しを「（搬入計画の届出）」に改め、同条第 1 項本文を次のように改める。

小規模埋立等事業を行おうとする者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の 3 0 日前までに市長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。

第 7 条第 2 項中「許可を受けようとする者」を「搬入計画を届け出ようとする者」に、「申請書」を「届出書」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を削り、同項第 8 号中「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「及び災害の発生の防止」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項中第 9 号を削り、第 1 0 号を第 7 号とし、同条

第 3 項中「申請書」を「届出書」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 9 条の見出しを「（搬入計画の変更の届出）」に改め、同条第 1 項中「許可を受けた者」を「搬入計画の届出をした者」に、「第 8 号」を「第 6 号」に、「市長の許可を受けなければ」を「当該事項を変更しようとする日の 10 日前までにその旨を市長に届け出なければ」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 第 7 条第 1 項の搬入計画の届出をした者は、同条第 2 項第 1 号若しくは第 7 号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から 14 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項の搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより同条第 2 項第 1 号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る小規模埋立等事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第 9 条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 10 条第 1 項中「許可等を受けた者」を「第 7 条第 1 項又は前条の規定による届出（以下「搬入計画の届出等」という。）をした者」に、「許可等を受けた小規模特定事業区域」を「搬入計画の届出等をした埋立等区域」に、「量」を「数量」に改め、同項ただし書中「又は災害の発生の防止」を削り、同条第 2 項中「届出」の次に「（以下「搬入届」という。）」を加え、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に、「が基準」を「が規則で定める基準（以下「性状基準」という。）」に改め、同条第 3 項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に、「次の各号のいずれかに該当

する」を「性状基準に適合しない」に改め、「又は災害の発生の防止」を削り、「当該届出」を「搬入届」に改め、同項各号を削る。

第11条の見出しを「（小規模埋立等事業の完了等の届出）」に改め、同条第1項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に改め、同項第1号中「許可等を受けた小規模特定事業」を「搬入計画に係る小規模埋立等事業」に改め、同項第2号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第12条から第15条までを次のように改める。

第12条から第15条まで 削除

第16条第1項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に、「当該許可等」を「当該搬入計画」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第2項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に、「当該許可等」を「当該搬入計画」に、「小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

（書類の備置き等）

第17条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画の届出等をした日から当該搬入計画に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日まで、当該搬入計画に係る第7条第2項の届出書（第9条第1項の変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。）の写しその他規則で定める書類及び図面を当該搬入計画に係る埋立等区域又は搬入計画の届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模埋立等事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

第18条 削除

第19条各号列記以外の部分中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同条

第 1 号を次のように改める。

(1) 小規模埋立等事業が搬入計画に適合していないと認めるとき。

第 19 条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に改め、「又は第 12 条第 2 項」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条中第 5 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 3 号とし、同条第 9 号中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 10 号を第 5 号とし、第 11 号を第 6 号とする。

第 20 条及び第 21 条を次のように改める。

第 20 条 削除

(措置命令等)

第 21 条 市長は、第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して小規模埋立等事業を行い、又は行った者（当該小規模埋立等事業を行い、若しくは行った者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模埋立等事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂等による土壌の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模埋立等事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

第 22 条中「又は災害の発生の防止」を削り、「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第 23 条第 1 項中「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第 2 項中「土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「帳簿、書類」を「書類」に改める。

第 25 条を次のように改める。

第 25 条 削除

第 27 条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第 21 条の規定による命令に違反した者」に改め、同条各号を削る。

第 29 条第 1 号中「第 10 条第 1 項又は第 12 条第 2 項」を「第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 10 条第 1 項」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 15 条第 2 項又は」を削り、「若しくは」を「又

は」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 30 条第 1 号中「第 9 条第 3 項又は第 11 条第 1 項」を「第 9 条第 2 項又は第 11 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により受けている許可については、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日（この条例の施行の日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた者に係る当該許可に係る土砂等の埋立て等に関する規制（旧条例第 9 条第 1 項（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する変更の場合に限る。）及び第 21 条第 1 項の規定による規制を除く。）については、当該許可に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日（この条例の施行の日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） <u>小規模埋立等事業 土砂等による埋立て等を行う区域（以下「埋立等区域」という。）</u> 以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、<u>当該埋立等区域</u>の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。 （土砂等による埋立て等を行う者の責務） 第4条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努める とともに、<u>埋立等区域</u>の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。 （土砂等を排出する者等の責務） 第5条 （略） 2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、土壌の汚染を<u>生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。</u> （搬入計画の届出） 第7条 <u>小規模埋立等事業を行おうとする者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに市長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。</u>ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。 （1）～（5） （略） 2 前項の搬入計画を届け出ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した<u>届出書</u>を市長に提出しなければならない。 （1）・（2） （略）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） <u>小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）</u> 以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、<u>当該土砂等埋立等区域</u>の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。 （土砂等による埋立て等を行う者の責務） 第4条 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう<u>努め、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂等埋立等区域</u>の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。 （土砂等を排出する者等の責務） 第5条 （略） 2 土砂等による埋立て等を行う者にその所有する土地を提供しようとする者は、土壌の汚染<u>及び災害</u>を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。 （小規模特定事業の許可） 第7条 <u>小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業の用に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、市長の許可を受けなければならない。</u>ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。 （1）～（5） （略） 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した<u>申請書</u>を市長に提出しなければならない。 （1）・（2） （略）

- (3) 埋立等区域 _____ の位置及び面積
- (4) 小規模埋立等事業を行う期間
- (5) 埋立等区域 _____ に搬入する土砂等の数量

(6) 埋立等区域 _____ の周辺の地域の生活環境の保全 _____ に関する計画

(7) (略)

3 前項の届出書には、埋立等区域 _____ の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

第8条 削除

- (3) 小規模特定事業区域の位置及び面積
- (4) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (5) 小規模特定事業 _____ を行う期間
- (6) 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- (7) 小規模特定事業の施工に関する計画
- (8) 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画
- (9) 第13条に規定する施工管理者の氏名及び住所
- (10) (略)

3 前項の申請書には、小規模特定事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、第2項第5号の小規模特定事業を行う期間（以下「小規模特定事業の期間」という。）について3年を超えて申請することができない。

5 第19条又は第21条の規定により命令を受けた者であって、必要な改善又は措置を完了していないものは、第1項の許可の申請をすることができない。

6 市長は、第1項の許可には、当該許可に係る小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 前条第1項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者

イ 前条第1項の規定による許可（次条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

ウ この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号。以下「県条例」という。）又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

(搬入計画の変更の届出)

第9条 第7条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第7条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第1号若しくは第7号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより同条第2項第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る小規模埋立等事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

がなくなった日から5年を経過しない者

オ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員

カ 未成年者で、その法定代理人（法人の場合は、その役員を含む。）がオに該当する者であるもの

キ 法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 個人で、その使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの

ケ オに該当する者がその事業活動を支配する者

(2) 前条第2項第7号の小規模特定事業の施工に関する計画（以下「施工計画」という。）が規則で定める技術上の基準に適合していること

。
(3) 小規模特定事業を行うことについて、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域の土地の所有者の承認を得ていること。

(変更の許可)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者_____は、同条第2項第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければ

_____ならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号若しくは第9号に掲げる事項の変更又は第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の許可を受けようとする者は、小規模特定事業の期間の変更（当該小規模特定事業の期間を延長させるものに限る。次項において同じ。）

書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

(小規模埋立等事業の完了等の届出)

第11条 搬入計画の届出等をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 搬入計画に係る小規模埋立等事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内
- (2) 休止した小規模埋立等事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前

第12条から第15条まで 削除

書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業に係る施工計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に適合しないと認める場合
- (2) その性状が規則で定める基準に適合しないと認める場合

(小規模特定事業の完了等の手続)

第11条 許可等を受けた者はは、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可等を受けた小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内
- (2) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前

2 市長は、前項第1号の規定による届出（完了し、又は廃止したものに限る。以下この条において同じ。）があったとき又は小規模特定事業の期間が満了したときは、遅滞なく、これらの小規模特定事業が施工計画及び第7条第2項第8号の小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生を防止に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの）に適合しているかについて確認を行うものとする。

3 市長は、前項の確認の結果、同項に規定する計画に適合すると認めるときはその旨の通知を、同項に規定する計画に適合しないと認めるときは災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を、第1項第1号の規定による届出をした者又は期間が満了した小規模特定事業を行っていた者に行うものとする。

4 前項の規定により災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継等)

第12条 許可等を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、当該許可等を受けた者のこの条例の規定による

地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可等を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置)

- 第13条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に施工管理者（小規模特定事業区域の周辺の地域的生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

(小規模特定事業に係る標識の掲示)

- 第14条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- 2 許可等を受けた者は、第9条第1項の変更の許可を受けたとき又は同条第3項の届出をしたときは、速やかに、前項の標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければならない。

(帳簿の記載等)

- 第15条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可等に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

- 2 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の事項を市長に報告しなければならない。

(土壌の検査等)

- 第16条 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可等に係る小規模特定事業区域内の土砂等の検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。以下「土壌検査」という。）を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、許可等を受けた者は、当該許可等に係る小規模特定事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(書類の備置き等)

(土壌の検査等)

- 第16条 搬入計画の届出等をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該搬入計画に係る埋立等区域内の土砂等の検査（埋立等区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。以下「土壌検査」という。）を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る埋立等区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(書類の備置き等)

第 1 7 条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画の届出等をした日から当該搬入計画に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日まで、当該搬入計画に係る第 7 条第 2 項の届出書（第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。）の写しその他規則で定める書類及び図面を当該搬入計画に係る埋立等区域又は搬入計画の届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模埋立等事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る小規模埋立等事業を完了し、又は廃止した日から 5 年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

第 1 8 条 削除

（改善命令等）

第 1 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入計画の届出等をした者に対し、期間を定めて小規模埋立等事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模埋立等事業の停止を命ずることができる。

（ 1 ） 小規模埋立等事業が搬入計画に適合していないと認めるとき。

（ 2 ） 搬入計画の届出等をした者が第 1 0 条第 1 項
の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。

第 1 7 条 許可等を受けた者は、許可等を受けた日から当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了する日又は許可等の取消しを受けた日まで、規則で定めるところにより、当該許可等に係る第 7 条第 2 項の申請書（第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた場合にあっては、その申請書を含む。）の写し、第 1 5 条第 1 項の帳簿その他規則で定める書類及び図面を当該許可等に係る小規模特定事業区域又は許可等を受けた者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模特定事業に関し生活環境の保全上又は災害の発生防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了した日又は許可等の取消しを受けた日から 5 年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

（車両の表示）

第 1 8 条 許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して小規模特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

（改善命令等）

第 1 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を受けた者 _____ に対し、期間を定めて小規模特定事業 _____ の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命ずることができる。

（ 1 ） 許可等を受けた小規模特定事業が施工計画に適合していないと認めるとき。

（ 2 ） 許可等を受けた者が第 7 条第 6 項（第 9 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可等に付した条件に違反したと認めるとき。

（ 3 ） 許可等を受けた小規模特定事業が第 8 条第 2 号（第 9 条第 6 項において準用する場合を含む。第 2 1 条第 1 項において同じ。）に規定する技術上の基準に適合していないと認めるとき。

（ 4 ） 許可等を受けた者 _____ が第 1 0 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。

（ 5 ） 許可等を受けた者が小規模特定事業区域に施工管理者を置いてい

- (3) (略)
- (4) 搬入計画の届出等をした者が第17条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (5) (略)
- (6) (略)

第20条 削除

(措置命令等)

第21条 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して小規模埋立等事業を行い、又は行った者（当該小規模埋立等事業を行い、若しく

ないと認めるとき。

- (6) 許可等を受けた者が第14条第1項の標識を掲示せず、氏名等の事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第2項の変更をしていないと認めるとき。
- (7) 第15条第1項の規定に違反し、帳簿に記載せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしていないと認めるとき。
- (8) (略)
- (9) 許可等を受けた者が第17条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (10) (略)
- (11) (略)

(許可の取消し等)

第20条 市長は、許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、は当該許可等を取り消すことができる。

- (1) 県条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 第8条第1号アからケまでの規定のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により第9条第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
 - (6) 第10条第3項の規定による命令に違反したとき。
 - (7) 前条第4号、第7号、第8号、第10号又は第11号のいずれかに該当し情状が特に重いとき。
 - (8) 前条又は次条に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により許可等の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しを受けた小規模特定事業の小規模特定事業区域に搬入された土砂等による災害の発生を防止するための措置を期限を定めて講じなければならない。

(措置命令等)

第21条 市長は、小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、小規模特定事

は行った者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模埋立等事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂等による土壌の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模埋立等事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

（協力要請）

第22条 市長は、生活環境の保全_____のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域_____の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域_____の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に埋立等区域_____若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、埋立等区域_____の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは書類_____その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り埋立等区域_____の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 （略）

業を行い、又は行った者（第8条第2号に規定する技術上の基準に違反して当該小規模特定事業を行い、若しくは行った者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該小規模特定事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。次項において同じ。）に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による災害の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、第11条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（協力要請）

第22条 市長は、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類_____その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 （略）

第25条 削除

(罰則)

第27条 第21条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項、第9条第1項若しくは第3項又は第10条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) (略)

(4) (略)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項又は第11条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) (略)

(手数料)

第25条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項の規定により小規模特定事業の許可を受けようとする者 30,000円

(2) 第9条第1項の規定により小規模特定事業の変更の許可を受けようとする者 20,000円

2 納付した手数料は、返還しない。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者 は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者

(2) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、小規模特定事業を行った者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項又は第12条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

(3) 第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) (略)

(5) (略)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) (略)